

特別養護老人ホーム 陽だまりの園

御利用料金 (平成 27 年 8 月 1 日～)

(1) 基本料金及び加算料金

(単位:円)

区分	金額		内容説明	
	1割負担	2割負担		
介護福祉施設サービス費	要介護 1	587	1, 173	1日あたりの負担額
	要介護 2	659	1, 317	
	要介護 3	732	1, 463	
	要介護 4	763	1, 606	
	要介護 5	873	1, 746	
その他の加算	初期加算(日)	33	65	入所日から起算して30日以内の期間。また、30日以上入院し、再び入所となった場合も同様に加算
	外泊時費用(日)	264	528	入所者が病院への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合ひと月に6日を限度として算定
	栄養マネジメント加算(日)	15	30	管理栄養士が個別に栄養マネジメントを実施した場合 ・常勤の管理栄養士を1名以上配置 ・入所時に入所者の栄養状態を把握し、医師・管理栄養士その他職種が共同で栄養ケア計画を作成 ・入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、計画の見直しをしている
	夜勤職員配置加算 I (日)	14	28	夜勤を行う介護・看護職員が最低基準を1名以上上回っている場合
	日常生活継続支援加算(日) II	39	78	・算定日の属する月の前6又は12ヶ月間における新規入居者の総数のうち要介護度4～5の方の占める割合が70%以上
				・算定日の属する月の前6又は12ヶ月間における新規入所者の総数のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方の占める割合が65%以上
				・痰の吸引等が必要な方が入所者の15%以上
	サービス提供体制強化加算 I イ (日)	20	39	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上配置されている場合
	サービス提供体制強化加算 I ロ (日)	13	26	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上配置されている場合
	サービス提供体制強化加算 II (日)	7	13	看護・介護職員の総数に対して常勤職員の占める割合が75%以上配置されている場合
	サービス提供体制強化加算 III (日)	7	13	利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上配置されている場合
	介護職員処遇改善加算 I (月)	請求総単位数に5.9%を乗じた単位数で算定		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の賃金の改善に要する計画を策定し、適切な措置を講じている。介護職員の任用における職責または職務内容などの要件を定め書面をもって全ての職員に周知している。介護職員の資質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修の実施など研修の機会を確保し全職員に周知している。
	介護職員処遇改善加算 II (月)	請求総単位数に3.3%を乗じた単位数で算定		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の資質向上を支援する研修機会の確保。処遇改善計画と係る費用を全職員に周知すること。
	介護職員処遇改善加算 III (月)	IIの90%		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。介護職員の資質向上を支援する研修機会の確保若しくは、処遇改善計画と係る費用を全職員に周知すること。
	介護職員処遇改善加算 IV (月)	IIの80%		介護職員の処遇改善計画を管轄官庁に届出、その計画に基づき適切な措置を講じている場合。
	療養食加算(日)	20	39	特定の病気により医師の食事箋に示された食事提供を実施した場合
	看護体制加算 I (日)	5	9	常勤の看護師を1名以上配置している場合
	看護体制加算 II (日)	9	17	看護職員を常勤換算法で2.5又はその端数を増すごとに1名以上配置。また、最低基準を1名以上上回って看護職員を配置し、コール体制が整っている場合
	口腔衛生管理体制加算(月)	33	65	歯科医師・歯科衛生士の介護職員への指導が月1回以上行われ、歯科医師・歯科衛生士の指導により口腔マネジメント計画が作成されていること。
	看取り介護加算(日)	155	309	死亡日以前4日以上30日以下
729		1, 458	死亡日の前日及び前々日	
1, 373		2, 745	死亡日	
精神科医師定期的療養指導(日)	6	11	精神科医師により定期的な療養指導が月2回以上行われる場合	

※ 加算算定に関しては、該当した場合のみ算定致します。

(2) 介護保険対象外

食費および居住費自己負担となります。

食費と居住費は所得に応じて、補助（負担限度額）があります。

(3) 負担限度額認定

負担限度額とは、入居施設利用時に、所得に応じて食費および居住費の負担の上限を定めるものです。市町村より限度額の認定がなされた場合、(4)の表に示す第1～3段階の金額が認定されます。

(4) 1日の負担限度額

段 階	居室形態	居住費	食事代	合 計	備 考
第1段階	多床室	0 円	300 円	300 円	世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、又は生活保護を受けている方
	従来型個室	320 円		620 円	
第2段階	多床室	370 円	390 円	760 円	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 (課税年金:障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金)
	従来型個室	420 円		810 円	
第3段階	多床室	370 円	650 円	1,020 円	市世帯員全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額の合計が80万円以上、266万円未満の方
	従来型個室	820 円		1,470 円	
第4段階(通常料金)	多床室	1,250 円	1,700 円	2,950 円	本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がある方・本人が市町村民税を課税されている方
	従来型個室	1,250 円		2,950 円	

★高額介護サービス費の自己負担限度額について

介護保険の利用者自己負担額が高額になった場合、市町村に申請する事により後日還付される制度です。

★社会福祉法人による利用者負担額の軽減制度について

社会福祉法人が運営している介護保険サービス（特養・ショート・デイ）を利用した場合、該当する方。

【その他の費用】

上記の他に金銭管理料（2,000 円／1 ヶ月）など別途費用がかかります。

当施設では四季折々の入居者交流をはかるため、趣味娯楽・教養などのクラブ活動の催し行事を行います。年間計画を作成し、その都度生活相談員もしくはケアワーカーよりお知らせ致します。その際のサービスを希望される場合、および散髪を希望される場合、その他に医療費、薬代が発生した場合は、実費相当の別途費用がかかります。

※ここで示す全ての料金は法改正等により変更されることがあります。